

○国土交通省告示第三百十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和四年三月八日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道238号改築工事（浜猿防災東浦工区）

第3 起業地

- 1 収用の部分 北海道宗谷郡猿払村知来別地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道238号改築工事（浜猿防災東浦工区）」（以下「本件事業」という。）は、北海道宗谷郡猿払村知来別地内の延長2.4kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、道路法第12条の規定に基づき国土交通大臣が行うものであり、起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道238号（以下「本路線」という。）は、北海道網走市を起点とし、稚内市

に至る延長約320kmの主要幹線道路である。

本路線は、北海道内の宗谷地域（北海道宗谷総合振興局管内）及びオホーツク地域（北海道オホーツク総合振興局管内）の各市町村を沿岸部において結ぶ唯一の主要幹線道路であることから、地域住民による通勤、買い物等の地域内交通に利用されているほか、本路線が通過する猿払村はほたてが、稚内市はほっけの水揚げ量が多く水産業が盛んな地域であり、これらの水産物は主に本路線等を利用して稚内市等に輸送されている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、海岸線沿いを通過していることから、高波を要因とする海岸侵食の影響を受けやすく、平成24年10月には高波によって道路端から6mの位置まで海岸が侵食される事象が発生している。

また、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき策定された北海道開発局防災業務計画に則り、令和元年12月に実施した道路防災点検によると、現道で海岸侵食への対策が必要な災害危険箇所が1か所（延長1.1km）確認されている。

さらに、本件区間に近接する浜猿防災知来別工区（以下「知来別工区」という。）に対応する本路線では平成16年及び平成18年に10年～30年確率の高波によって災害危険箇所などで道路が侵食される被害が発生している。

現道と知来別工区に対応する本路線の状況を踏まえ、現道の災害危険箇所への海岸侵食の可能性を把握する目的で、起業者が令和3年10月等を実施したシミュレーションによると、現道の災害危険箇所は、現時点で知来別工区に対応する本路線の被災履歴の中で最も規模の小さい10年確率の高波が発生した場合であっても道路のり面に直接高波が到達し、道路が侵食される危険性があること、令和11年には道路端から高波の発生点となる汀線までの距離が現時点よりも短くなるとともに、その状態で10年確率の高波が発生した場合には道路が侵食されることがそれぞれ予測されていることから、現道の災害危険箇所への早急な対策が必要な状況にある。

本件事業の完成により、本件区間に災害危険箇所を回避した道路が新たに整備され、高波発生時における現道の機能を補完・代替することから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和3年12月等に同法等に準じて任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

また、上記の調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるタ

ンチョウ、天然記念物であるヒシクイ等、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるチシマウガラス等、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているヒメウ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているニホンザリガニ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているホソバツルリンドウ及びキタノコギリソウ、準絶滅危惧として掲載されているオオバタチツボスミレ、エゾゴゼンタチバナ及びネムロスゲその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種がそれぞれ確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されると予測されている。主な保全措置として、ニホンザリガニについては、生息地が改変されることから、必要に応じて個体の移設を実施することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していない。なお、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合には、起業者は、北海道教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第3級の規格に基づく2車線の道路を現道のバイパスとして建設する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請案である山側ルート案及び海側ルート案の2案による検討が行われている。両案を比較すると、申請案は、取得必要面積は多いものの、土工バランスが良く、施工性に優れていると判断されること、加えて、事業費が低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は海岸侵食への対策が必要な災害危険箇所が存在しており、高波発生時における現道の機能を補完・代替し安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる宗谷地域総合開発期成会等より、上記の理由から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 北海道宗谷郡猿払村役場